

ライセンス契約の基本と実務

～民法改正を踏まえて～

ライセンス契約を用いて知的財産を利活用する際に必須な
キーポイントとは…その“トラブル事例の検証”も含めて解説します。

●開催要領●

●日 時●2018年 8月7日(火) 13:00~17:00

●会 場●企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

長谷川俊明法律事務所 弁護士 長谷川 俊明 氏

【講師略歴】1973年早稲田大学法学部卒業。1977年弁護士登録。1978年米国ワシントン大学法学修士課程終了。国土交通省東京航空局総合評価委員会委員長。渉外弁護士として、企業法務とともに国際金融取引や国際訴訟を扱い、その豊かな経験を踏まえた実践的な指導には定評がある。主な著書：『海外進出の法律実務』『国際ビジネス判例の見方と活用』『新会社法が求める内部統制とその開示 第2版』『海外子会社のリスク管理と監査実務』(以上、中央経済社)ほか多数。



長谷川俊明法律事務所 弁護士 藤田 浩貴 氏

【講師略歴】2013年大阪大学法学部法学科卒業。2015年京都大学法科大学院修了。2016年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長谷川俊明法律事務所入所。

*受講者特典:当日、テキストとして講師著『ライセンス契約の基本と書式』(共著、中央経済社)を配付します。

●ご参加頂きたい方●

知的財産、法務、総務の各部門にご所属され、ライセンス契約の実務にご関心のある方

■受講料:1名(税込み、テキスト代含む)

| | |
|-----|----------------------|
| 正会員 | 32,400円(本体価格30,000円) |
| 一般 | 35,640円(本体価格33,000円) |

■参加要領

当ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当ホームページでご確認いただけます。
([セミナー・会員研究会]→[よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

当ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

| | | | |
|-------------|---------------|--|--|
| 181327-0310 | ライセンス契約の基本と実務 | | |
| ふりがな 会社名 | | | |
| 住 所 | 〒 | | |
| TEL | FAX | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 役 職 | | |
| E-mail | | | |
| ふりがな ご氏名 | 所 属 役 職 | | |
| E-mail | | | |

【開催にあたって】

8月 7日
(火)

13:00

近年、知的財産の重要性がますます高まっており、大量の情報・データを収集している Google や Facebook 等の IT 企業が株式時価総額の上位に顔を並べています。特許権・商標権等はもちろんのこと、情報・データ等の知的財産に対して、ライセンス契約を用いていかに利活用するかが、ビジネス上、より重要になったといえましょう。

そこで、今回はライセンス契約の基本を典型的な類型から、比較的新しい類型までを各種の契約書を題材に解説していきます。

1 ライセンス契約の機能

- (1) ライセンス契約とは
- (2) ライセンス契約の類型
- (3) ライセンス契約の種類

2 ライセンス契約のトラブル事例の検証

- (1) 販売店契約の解消に伴うトラブル
- (2) FRAND 宣言などとライセンス契約に係るトラブル
- (3) フランチャイズ契約に係るトラブル
- (4) パロディ作品やブランドの権利化がどこまで認められるかが争われた事例

3 ライセンス契約の利用上のキーポイント

- (1) ライセンス契約と民法改正
- (2) オープンかクローズか
- (3) ライセンスフィーの定め方
- (4) 情報・データの利活用

4 契約条項の文例に基づく解説

- (1) 特許ライセンス
- (2) 商標ライセンス
- (3) フランチャイズ契約
- (4) キャラクター商品化許諾契約
- (5) 匿名加工情報利用許諾契約
- (6) その他の契約

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00

講 師 長谷川俊明法律事務所 弁護士 長谷川 俊明 氏
長谷川俊明法律事務所 弁護士 藤田 浩貴 氏